

富士見市情報公開・個人情報保護審議会

平成27年度第1回会議録

会議日時	平成27年7月14日(火)			開会	午後13時45分	閉会	午後15時20分
会議場所	市長公室	出席者数	委員 8名 事務局 5名				
出席者	委員	会長	湊 貞一		委員	新山 宏	
		副会長	加治 隆		委員	岡田 正廣	
		委員	秋元 富美子		委員	伊藤 茂	
		委員	井上 恭子				
		委員	高橋 千代子				
	事務局	総務部長	大熊 経夫		総務課主査	加治 幸憲	
		総務課長	新山 司		総務課主査	野本 和宏	
		総務課副課長	大谷 英夫				
	欠席委員	なし					
関係者の出席	なし		傍聴者	なし			
議長	大熊 経夫 湊 貞一		担当書記	加治 幸憲			
会議議題	1 会長、副会長の選任について 2 富士見市個人情報保護条例の一部改正の概要について 3 情報公開・個人情報保護実施状況報告書について						
会議録の承認	平成 年 月 日 会長						

会 議 内 容	
新山総務課長	<p>1 開会 過半数出席があったため、富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例第6条の規定に基づき、開会を宣言した。会長選任までの議事進行を大熊総務部長が代行する。</p>
大熊総務部長 (仮議長)	<p>2 議題 ① 会長、副会長の選任について 富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例第5条の規定に基づき、会長は委員の互選により定めることとなっていることから、立候補又は推薦を求めたが、委員からの互選が無かったため、事務局より湊委員にお願いする案を提案。各委員より同意をいただいたことから、湊委員に会長をお願いすることとし、以後の議事進行を湊会長に交代する。</p>
湊会長（議長）	<p>湊会長より、副会長の選任について、立候補又は推薦を求めたが、委員からの互選が無かったため、湊会長より加治委員にお願いする案を提案。各委員より同意がされたことから、加治委員に副会長をお願いすることとなった。</p>
事務局	<p>② 富士見市個人情報保護条例の一部改正の概要について 議題である個人情報保護条例の一部改正の概要について、事務局より説明を行った。 (質疑については以下のとおり)</p>
委員	<p>今回の番号法制度は非常に難しく、事務局の説明だけでは理解しがたく、議論するのは難しい。容易に分かるようなパンフレットや、情報収集のためのホームページサイトなどを情報提供してほしい。</p>
事務局	<p>分かりやすく簡略化したものを後日情報提供したい。 なお、内閣官房のホームページは、国民向けのパンフレットなど随時情報提供を行っている。</p>
委員	<p>今回の条例改正の概要については、審議会の承認を求めるものか。</p>
事務局	<p>分かりづらい説明となってしまったが、個人情報保護条例上で審議</p>

	<p>会に意見を求めるものではなく、今回の番号法制度自体が大きな改変となることから、影響が大きいものと判断し、制度概要を含め、任意で報告したもので、承認は求めている。</p> <p>なお、今回はあくまで概要説明であったため、一部改正案の新旧対照表等が出来たら、速やかに示したい。</p>
事務局	<p>③ 情報公開・個人情報保護実施状況報告書について</p> <p>議題である平成26年度の富士見市情報公開・個人情報保護実施状況報告書について、事務局より説明を行った。</p> <p>また、昨年度より再整備を行っていた個人情報取扱業務の登録等について、富士見市個人情報保護条例第7条第4項の規定に基づき、報告を行った。</p> <p>(質疑については以下のとおり)</p>
委員	<p>今回の実施状況報告を聞き、市役所の通常業務に多大な影響を及ぼす大量請求者に対する措置など審議会で議論をすべきではないか。</p>
事務局	<p>確かに、今後、同様のペースで請求された場合には、業務に多大な影響を及ぼすこととなるが、現在は、市民の知る権利を保障するため、開示手数料は取らず、実費のみ負担をお願いしている。裁判例などでも、悪意があることを立証しなければ拒めない判決趣旨が主流となっている。そのため、知る権利と措置との兼ね合いが非常に難しいと判断している。</p>
湊会長	<p>3 その他</p> <p>特に意見、質疑、連絡事項等はなかった。</p>
湊会長	<p>4 閉会</p> <p>閉会を宣言した。</p>